

那覇飛行場の使用等に関する協定

(総則)

第1条 防衛庁は、那覇飛行場を使用するものとする。

2 運輸省及び防衛庁は、相互に協力して同飛行場の円滑な運用を図るものとする。

(施設の使用)

第2条 付図に斜線で示す地域の施設の使用区分は次のとおりとする。

- (1) ㍿65 建物及び㍿71 建物
㍿65 建物は、運輸省が使用するものとする。
- (2) ㍿69 建物
㍿69 建物は、1階を防衛庁が、2階を運輸省が使用するものとする。
- (3) ㍿74 建物
㍿74 建物は、運輸省及び防衛庁が共同して使用するものとする。
- (4) ㍿86 建物
㍿86 建物は、防衛庁が使用するものとする。
- (5) ㍿99 建物

㍿99 建物は、昭和48年8月31日まで運輸省が使用し、その後は防衛庁が使用するものとする。

(6) その他の施設
上記以外の施設は、防衛庁が使用するものとする。

2 ㍿53 2 建物は、運輸省及び防衛庁が使用するものとする。

(施設の維持、補修等)

第3条 施設の維持及び補修については、第2条に定めるところにより、当該施設を使用する運輸省及び防衛庁がそれぞれ実施するものとする。

2 自衛隊航空機の使用のため、特に必要な清掃及び芝張並びに明らかなに自衛隊航空機の使用によつて生じたと認められる損傷等に対する補修等は、防衛庁が実施するものとする。

昭和47年11月7日

運輸省航空局長 内村 信

防衛庁防衛局長 久保 卓



